

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、実施した維持管理の状況です。（空欄は、実施後記入します。）

1号炉					2号炉																			
区分	焼却施設	排ガス温度等連続測定記録※1			ばいじん除去※2	焼却施設	排ガス温度等連続測定記録※1			ばいじん除去※2	排ガス測定結果													
		焼却炉内	バグフィルタ前	脱硝反応塔前			焼却炉内	バグフィルタ前	脱硝反応塔前		煙突								脱硝出口					
	①	②			③		①	②			③		④											
	種類：可燃物 kg	燃焼ガス温度 ℃	入口温度 ℃	一酸化炭素 ppm	冷却設備	排ガス処理設備	種類：可燃物 kg	燃焼ガス温度 ℃	入口温度 ℃	一酸化炭素 ppm	冷却設備	排ガス処理設備	炉別	測定日	ばいじん g/Nm³	硫黄酸化物 ppm	窒素酸化物 ppm	塩化水素 ppm	報告日	炉別	測定日	ダイオキシン類 ng-TEQ/Nm³	報告日	
住民協 定値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.02	20	60	25	—	—	—	—	—	
法規制 値等	—	—	—	30※3	—	—	—	—	—	30※3	—	—	—	—	0.08	150	250	430	—	—	—	1	—	
4月							2,380,040	956	207	3.5			2	4.17	<0.001	<1	34	8	5.14	2	4.16	0.062	5.28	
5月							2,532,390	948	207	3.4			2	5.15	<0.001	<1	36	8	6.13					
6月							1,492,430	948	207	4.5														
7月	2,318,710	931	207	4.4									1	7.16	<0.001	1	35	15	8.12					
8月	2,422,460	937	207	3.1									1	8.7	<0.001	1	40	13	9.10	1	8.8	0.036	9.10	
9月	872,130	933	207	4.0																				
10月							1,860,780	938	206	3.5														
11月							2,387,960	940	206	2.3			2	11.13	<0.001	1	35	6	12.9					
12月							2,196,360	943	206	2.4														
1月	2,000,220	929	206	4.6									1	1.29	<0.001	1	33	12	2.25					
2月	2,273,260	942	206	2.8																				
3月	1,024,480	936	206	2.9			34,837	936	206	8.3														
計																								

廃掃法施行規則

- ①第4条の5の2第1項イ：処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量
- ②第4条の5の2第1項ロ：測定に関する事項
- ③第4条の5の2第1項ハ：ばいじんの除去
- ④第4条の5の2第1項ニ：測定に関する事項

※焼却炉の運転サイクル

- 令和元年度に水銀対策を実施したため、令和2年4月から2号炉を運転しており、1号炉との3か月交互運転になります。（従来は、4月から1号炉を運転していま

※1 排ガス温度等連続測定記録（燃焼ガス温度、入口温度、一酸化炭素）

- この3項目は、連続測定を行っており、月間の平均値を掲載しています。
- 詳細データをご希望の場合は、芦屋市市民生活部環境施設課 施設担当（0797 - 32 - 5391）にお問合せください。

※2 ばいじん除去

- 休炉時（日付の記載がある月に実施）
冷 却 設 備：空気予熱器、排ガス減温塔のばいじんを作業員が除去
排ガス処理設備：バグフィルタ、脱塩装置、脱硝装置のばいじんを作業員が除去
- 運転時（毎日、実施）
冷 却 設 備：空気予熱器のばいじんを機械的（スートブロワ）に除去
排ガス処理設備：バグフィルタのばいじんを機械的（パルスエア）に除去

※3 一酸化炭素の数値

- 法規制値30ppmは、4時間平均値であり、毎月の実測値は、1時間平均値のため、参考値として記載しています。